

避難支援アプリの機能に関する検討会（第1回）

議事概要

1. 第1回検討会の概要

- (1) 日 時：平成28年12月16日（金） 10:00～12:00
- (2) 場 所：全国町村会館 第1会議室
- (3) 出席者：吉井座長、中村、大木、大槻、大保、小貫、亀井、川村、多田、下村、畠、東出、藤原各委員

2. 議事概要

- (1) 避難支援アプリの機能に関する検討会の進め方について、事務局から説明。
- (2) 避難支援アプリで実現する機能について、事務局から資料説明後、委員が議論。
- (3) 避難支援アプリで必要とする防災情報について、事務局から資料説明、国土交通省から国の取組紹介、東北大から緊急津波避難情報システムの紹介後、委員が議論。

3. 委員からの主な意見の整理

(1) 避難支援アプリで実現する機能について

- 避難支援アプリで万が一誤った情報を配信してしまった場合に備え、避難支援アプリ作成ガイドライン内で、情報に対する責任の所在を示すことを考えているか、明らかにする必要がある。（委員）
- 国・都道府県・市町村が管理するそれぞれの防災情報について、提供する防災情報に統一性を持たせることが重要と考える。統一性を持たせる仕組みについて避難支援アプリ作成ガイドラインで触れていくのか、明らかにする必要がある。（委員）
- 今回検討する避難支援アプリについては、様々な既往の防災アプリの機能を実現していく形になることが想定されるため、既往の防災アプリの利用範囲、責任範囲の規定を整理する必要があると考える。本検討会での意見を踏まえ、避難支援アプリ作成ガイドライン内で示す予定である。（事務局）
- 防災情報の統一性については、どのような防災情報があるかを整理し、どの防災情報を利用するか、収集する仕組みも含めて検討していく予定である。（事務局）
- ◎避難支援アプリが誤った情報を配信する場合だけでなく、情報元の間違え等を含めて適切な情報伝達が行われないケース等々について、とりあげる必要があると考える。（座長）
- ◎提供される防災情報については、具体的に考える必要がある。誤った防災情報は、どこが間違ったか、更新される最新の防災情報をどのようにしっかりと伝達するかを避難支援アプリ作成ガイドラインで示す必要があると考える。（座長）
- 気象庁が発表する「予想される津波高さ」を、津波避難支援アプリ利用者の現在地に襲来する津波高さと捉える住民も多く存在する。避難支援アプリ画面上には、現在地の標高と現在地において想定される津波高さを区別して示す必要があるのではないか。（委員）
- 避難支援アプリで示される避難場所の情報は、古い情報の可能性がある。本検討の際、表現方法等に

ついて留意する必要がある。(委員)

- 現在地の標高情報と現在地において想定される津波高さ情報について、アプリ利用者に誤った理解をされる可能性があるため、示す値の意味やわかりやすい表現方法について検討をする。(事務局)

○避難支援アプリは、動作が遅くならないように、あまり余計な機能を盛り込まず、「現在地がどこで」、「避難施設・避難場所がどこで」、「避難場所までのアプローチとしての避難道路がどれか」などの必要最低限の情報を利用して、動作にストレスが無い避難支援アプリを検討することを希望する。(委員)

- 避難場所のデータについては、避難支援アプリの基本機能の対象データとする。時系列的に変化する防災情報については、必要な更新情報を順次、避難支援アプリで取得するものと想定する。考慮しなければいけないのは、通信状況が不安定になった場合にどうするか、情報更新が極めて重要なときに、受信が困難である場合を想定する必要があると考える。本検討に際し、情報取得の他の手段も組み合わせて利用することを前提に検討する必要があると考える。(事務局)

- 避難支援アプリの実現性については、検討会で整理する基本機能をもとに、今後、アプリ開発事業者に具体的なヒアリング調査を実施し、検討する。第1回検討会で示した機能が、全て実現できるかは、今後の議論、検討で、課題を整理して明らかにする予定である。(事務局)

◎避難支援アプリがストレスなく操作できることは、重要な機能要件と考える。加えて、情報の時系列変化に対応する機能を有し、通信が不安定な状況である場合に状況情報を伝達する機能も重要であると考え。(座長)

○提供する防災情報に誤りがあるようなリスクも考えると、できる限り、避難支援アプリで実現する機能は限定すべきと考える。(委員)

○指定緊急避難場所については、整備時期や情報精度にばらつきがあるため、情報整備元から直接情報を提供することが望ましいと考える。(委員)

○想定されるリスクを踏まえ、避難場所の捉え方を明示し、標高情報と気象庁から発表される津波の高さ情報を最低限の提供基本情報として設定することが必要と考える。(委員)

○津波避難支援アプリに機能や防災情報を盛り込み過ぎると、全体的な利用範囲・場面の縮小につながる恐れがある。本検討会は、取組方向と段階的な改善について模索するのが良いと考える。(委員)

- 指定緊急避難場所の早期指定を、さらに強く消防庁から市町村に促し進めていく、加えて情報収集の仕組み作りが重要と考える。(事務局)

○指定緊急避難場所に加え、瞬時に高いところが分かるように高台の標高情報を提供することが重要と考える。(委員)

○津波浸水想定区域から時間内に避難が困難な地域を鑑み、徒歩避難について、その危険度・避難距離の限界について、検討することが必要と考える。(委員)

- 避難場所までの避難距離が遠い場合、車利用の避難も選択肢としてあるかもしれないが、避難支援アプリで道路交通情報を含みつつ、避難支援を実現するのは困難であると考え。(事務局)

- 避難支援アプリの検討については、避難手段、避難方法は切り分けて考える。どのように逃げるかは検討範囲外とすることが、円滑に検討会を進める上で望ましいと考える。(委員)
- 避難方法は、市町村が検討しているため本検討の範囲外と設定し、正しく防災情報を伝達することだけに範囲を設定することが必要と考える。(委員)
- 今ある防災情報を、正しく分かり易く伝達することに専念することを検討することが望ましいと考える。(委員)
- ◎防災情報の伝達は、避難判断に必要な情報種に徹し、伝達内容は可能な限りシンプルにする必要があると考える。(座長)
- ◎地域状況を鑑みなければならない事項については、検討対象外とする。(座長)

- 危険情報のプッシュ機能を主とした既往の防災アプリとの差別化を図り、本検討会の全国版避難支援アプリの開発意義を明確にする必要がある。(委員)
- 現在地が、避難を必要とする場所であるかの判断をアシストする避難支援アプリが必要と考える。(委員)
- GPS 情報と津波浸水想定地図情報による避難判定が、可能である避難支援アプリが重要であり、今後開発される他防災アプリとの連携の可能性を検討する必要があると考える。(委員)

- 様々な標高データのうち、どの機関が提供するデータを利用することが望ましいかを、明らかにする必要がある。(委員)
- 標高データは、情報精度の面から国土地理院データを利用すべきと考える。GPSそのものから、標高データ、現在地の高さデータも提供可能だが、現時点では、誤差を5~10m含む。よって、地図標高データから、平面の位置に対する高さデータを利用するのが現時点では妥当と考える。(委員)

- 本検討会のアウトプットである、最終的な避難支援アプリ作成ガイドラインの完成イメージを明らかにする必要がある。(委員)
- 最大クラスの津波想定を情報提供することで生ずる障害や、汎用的なアプリを作成することで生ずる弊害を、避難支援アプリ作成ガイドラインで示すのか、留意事項も含め、具体的な手法を示すのかを明らかにする必要がある。(委員)
- 都道府県境界で切れ目が有る津波浸水予想データの利用について、アプリ開発事業者が判断して利用するのか、避難支援アプリ作成ガイドラインで解決策までを示すのかを明らかにする必要がある。(委員)
- 避難支援アプリの主たる目的を、利用者が危険性を判断できるために必要な、参考となる情報を提供することとしているため、避難支援アプリ作成ガイドラインには、最大クラスの浸水範囲を表示し、現在位置を表示、予想される津波の高さを表示、避難判断、ここまでをガイドラインの範囲と考えている。(事務局)
- 津波避難の判断に必要な区域情報として、警報種(段階ごと)の津波浸水想定の情報提供は事例が少なく、全国展開を考えると、「最大津波想定」の津波浸水想定を示す避難支援アプリ作成ガイドラインが望ましいと思えるが、本検討会で議論をする予定である。(事務局)
- 避難支援アプリが、県境界でどのように津波浸水想定を表示するか想定して、津波浸水想定情報の表現方法を検討する。(事務局)

○検討会資料の参考情報1で、各自治体の地図への表示の仕方が異なっている。おそらく地域の実情によってデータを作成していると推察される。元になるデータを作成する自治体や、そのデータを利用するアプリ事業者も同じ課題を有している。必要なのは、実現する機能や利用する防災情報のボトムラインのルールを統一化することであると考え。(委員)

○統一すべきボトムラインとして設定したルールと矛盾しない形で、どのように機能追加するか、データ追加するかは、自治体やアプリ開発事業者が決定する事項であるため、避難支援アプリ作成ガイドラインではルールのボトムラインを明示することが重要と考える。(委員)

○アプリ開発事業者は、避難支援アプリのスピード向上、情報付加、機能付加を検討中であり、避難支援アプリ作成ガイドラインは、アプリ開発事業者の創意工夫・開発推進を阻害しないようルールを定めて頂くことを希望する。(委員)

○地名の表現方法について、外国人来訪者の中には地図が読めない、地名がわからない方々も多い。そのような来訪者に対して地図リテラシーの配慮が必要である。自分がいる場所がGPSにより特定され、電子的な地図上で現在地が危険な区域にあるかどうか、わかりやすく判断できればよいと考える。(委員)

(2) 避難支援アプリで必要とする防災情報について

○指定緊急避難場所について、指定途中の自治体もあるが、一通り指定ができたとして、その後新たに建物等ができることによって指定の更新が想定される。アプリ開発事業者が、指定緊急避難場所情報を利用できるまでにどのくらいの期間があるか。(委員)

●現在整備途中である指定緊急避難場所のデータリリース時期は調整中であり、データ更新のルール決め等はない。指定される都度、国に報告される仕組みとしている。(事務局)

●想定では、地域防災計画見直し時(年一回)を基本と考えている。(事務局)

○指定緊急避難場所情報の更新は、市町村⇒県⇒国(消防庁・国土地理院※国土地理院が位置表示の確認作業あり)⇒県⇒市町村⇒県⇒国 の流れを予定している。(委員)

○指定緊急避難場所と指定避難所は、ほとんど同じところが指定されている場合があり、発災時に避難場所を開けてない可能性も否定できず、情報精度の問題もある。本検討で最低限目指す情報提供範囲はどこまでか、そのために、実務的には何が有効か、法律上は、どのように整理可能かを意識して進めることが必要と考える。(委員)

○地図の見方が分からない外国人来訪者には、単純に高台情報を提供する方が望ましいと考える。(委員)

○指定緊急避難場所の開設状況の情報整備は、実施していない、整備も予定していない。指定緊急避難場所は、概ね標高の高いところなので、そのような位置情報を利用すればよいのではないかと、開設状況、避難キャパシティ等は別として、割り切って考えることも必要と考える。(委員)

○避難勧告発令時は、避難所を開設している。避難所開設は2段構えとしており「行政職員」と「地域

住民(区長・行政員)」としている。また、避難準備情報発令時は沿岸部に非常に近いところのみ、避難所開設をしている。概ねの沿岸市町村は同様の対応と思われる。(委員)

◎避難や災害対応に関して、計画と実態の乖離は考慮が必要である。実態ベースで話を進める必要もあるが、全国展開(全国共通ベース)だと多様性を含むことが困難であり、矛盾が発生する可能性がある。実用性・汎用性(地理に不案内な全て利用者がうまく逃げる)を突き詰めすぎない方が良いと考える。(座長)

○避難支援アプリは、「現在地が安全か避難支援アプリでチェック」「地図で現在地の危険性をチェック」などのメニューを選択し、避難支援アプリに誘導、「現在地は、津波の浸水区域内です、危険です」のメッセージと、「津波浸水の色分け図」が表示、現在地の危険性が分かる。これらが実現できれば、大きな進歩と思われる。(委員)

○避難場所の情報は、サブ的な情報として位置づけてもよいと考える。(委員)

○GPS情報からアプリの地図上に正確な現在地を示して、現在地の浸水想定(危険性)がどの程度であるかを、瞬時に津波避難支援アプリで表示することは可能か、確認頂きたい。(委員)

— 以 上 —